

# 工事契約の新会計基準導入

ITサービス発注企業も  
備えが必要

松井昌代

アクセンチュア株式会社  
経営コンサルティング本部財務・経営管理グループ  
プリンシパル

工事進行基準の導入に伴う  
適用対象企業の動向

企業会計基準委員会は、平成一九年十二月二七日に、企業会計基準一五号『工事契約に関する会計基準』および企業会計基準適用指針一八号『工事契約に関する会計基準の適用指針』を公表した。

これまでわが国では、長期請負工事に関する収益の計上については、工事

進行基準または工事完成基準のいずれかを選択適用することができるとされてきたが、会計基準コンバーションの流れ、および四半期財務報告導入、財務諸表間の比較可能性の課題等を背景として、工事契約に関する収益認識は、二〇〇九年四月以降に始まる事業年度より、原則工事進行基準に統一される。

工事進行基準とは、「収益総額」「原価総額」および決算日における

「進捗度」を、信頼性をもって見積もり、これに応じて決算日ごとの収益および原価を認識する方法である。工事が完成し、目的物の引渡しを行った時点で初めて収益および原価を認識する工事完成基準と比べて、より適時の財務情報把握を可能とするものである。

今回、工事進行基準の適用範囲として、従来の工事契約(仕事の完成に對して対価が支払われる請負契約のうち、土木、建築、造船や一定の機械装置の製造等、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行うもの)に加えて、受注制作のソフトウェアに對しても適用されることが再確認された。これにより、ITベンダーはもろろん、情報システム子会社、ソフトウェア等、ユーザー企業がシステム開発を発注している多くの取引先が適用対象企業となる。

既に外資系のITベンダーでは、国際会計基準や米国会計基準により工事進行基準が原則的に採用されている。これまで工事完成基準を採用し

ていた日本のITベンダーでも、二〇〇九年四月以降の事業年度からの工事進行基準の採用に迫られている。

## ユーザー企業への影響

ユーザー企業が工事進行基準を採用しているITベンダーにシステム開発を発注した場合でも、検収していない以上はユーザー企業が費用を支払ったり債務として認識したりする必要はないが、工事進行基準適用を機に、ITベンダーが契約締結方針やプロジェクト管理方針を変更し、それにとまぶことが予想され、考えられる三点を以下に挙げる。

まず一点目として、収益総額の信頼性ある見積りのために、ユーザー企業からの具体的な開発着手依頼、契約金額、支払方法・条件を従来よりも明確化することを求められる。

二点目として、原価総額の信頼性ある見積りのために、発注時に、内容、つまりユーザー要件を前もって明示することを求められる。これは発注内容

が確定したものでなくては発生する原価を見積もることができないからである。本来、要件定義はユーザー企業が責任を持って遂行すべき業務であり、工事進行基準をてこにして、今後はより詳細かつユーザー企業の総意としての提案依頼書の作成・提示が求められるようになることが考えられる。

実際にはユーザー企業だけで要件を定義するのではなく、開発を発注するITベンダーに支援を要請せざるを得ない場合が多いのではないか。その場合でも、要件の確実性を高め、見積原価のぶれを極小化する目的で、ITベンダーから要件定義と開発を別契約にすることを求められることになるだろう。従来のような「要件定義、設計、開発、テストの各工程を一括で契約する」ことはできなくなり、ユーザー企業には、契約内容に照らし合わせたフェーズごとの完了確認が求められるというわけである。

三点目として、仕様変更時の契約見直しが挙げられる。要件が固まり、開発作業に着手した後でも、要件の変更が発生するケースは多々あ

る。工事進行基準では、当初の見積から大きく外れた時点で、見積を再作成して、正確な進捗度を計算することを求めているため、ユーザー企業の都合で要件を変更した場合は、ITベンダー側から契約の追加や変更を求められるケースが増えることが予想される。

### 工事進行基準が ユーザー企業にもたらすもの

とはいえ、工事進行基準の採用はITベンダー側の問題であり、ユーザー企業にとつては、ITベンダーの都合に合わせさせられ、細々とした手間を取られることにはどうにも納得がいかないというのが本音だろうと思う。

しかし、あいまいな契約の排除や契約の分割、仕様変更の際の契約の変更等は、本来工事進行基準でなくとも、プロジェクトのリスク軽減のためにユーザー企業を取り組むべきことである。システム開発が大規模化、複雑化し、ビジネスに与える影響が大きくなってきている昨今、要件を明確化し、プロジェクトの進捗・品質管理をユーザ

側もしっかりとやる必要がある。さもなくば、コスト増、期間延長、想定効果が創出できない、動かないシステムとなってしまう等のリスクにつながることは避けられない。

ITベンダーは、工事進行基準が求める「進捗度」の信頼性を高めるために高いレベルの進捗・品質管理を行わなければならない。この管理情報はユーザー企業にとつても利用可能な部分は多く、これまでブラック・ボックスになりがちだった開発中の進捗についてもより正確に把握できるようになる。

つまり、今回の新会計基準導入によりITベンダー側の進捗・品質管理（プロジェクトマネジメント）能力が向上すれば、ユーザー企業側にとつても、品質の向上、プロジェクト進捗状況の可視化というメリットを享受できる。それだけでなく、ITベンダー側のプロジェクトマネジメント能力を見極めていく、つまり、これまでとかくITベンダー依存になりがちだった体質を改善する絶好の機会となるはずである。

### 参考：アクセセンチュアにおける 工事進行基準への対応

弊社は、Accenture Delivery Method (ADM) という方法論に基づき、請負契約における作業手順や達成レベル等をグローバルで統一している。作業はあらかじめ見積ツール (Estimating Model) により工数(原価)を見積もるが、このツールはこれまでの弊社の数千の開発導入実績に基づいて開発されたものであり、特にシステム開発案件ではこれを使用することが義務付けられている。

また、進捗については現場の担当者の報告だけに任せず、当該プロジェクトに直接参画していない有識者を「品質管理責任者」として任命し、適時品質レビューを実施している。

#### 参考文献

- 《企業会計基準委員会》  
「企業会計基準第一五号」工事契約に関する会計基準」
- 「企業会計基準適用指針第一八号」工事契約に関する会計基準の適用指針」  
《日経BP社》
- 「日経コンピュータ二〇〇八／四／一五号」S  
「契約に変わる「進行基準」